

自治基本条例について ～その意義と作り方～

相模女子大学 松下啓一

1. 自治基本条例とは何か、なぜ自治基本条例が大事なのか

(1) なぜつくるのか

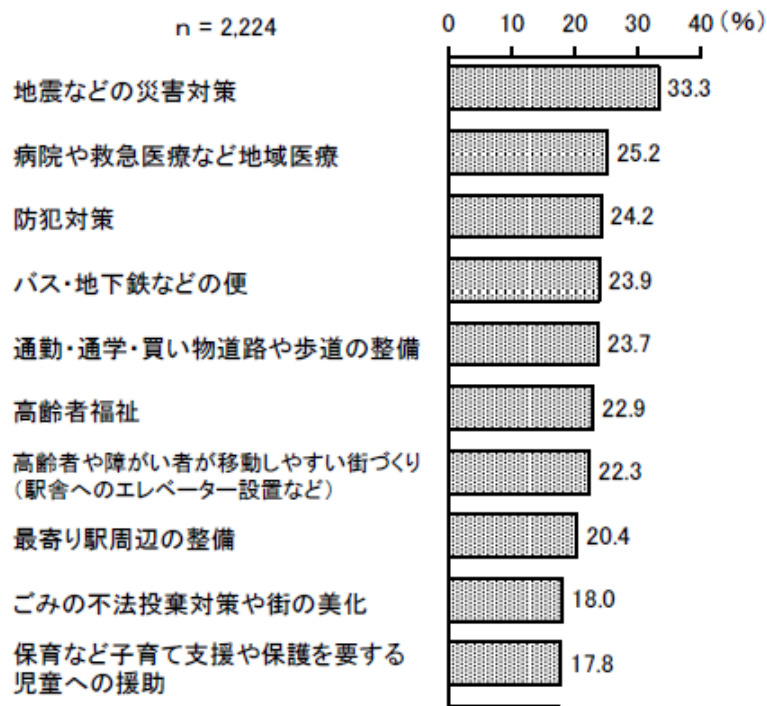
困っていることがある→それを解決するために条例をつくる

(2) 何が困っているのか

- ・古賀市では何が課題なのか
- ・地域に暮らす人は何を心配しているのか

参考 横浜市では

図 1-2-1 市政への要望[全体] (複数回答)



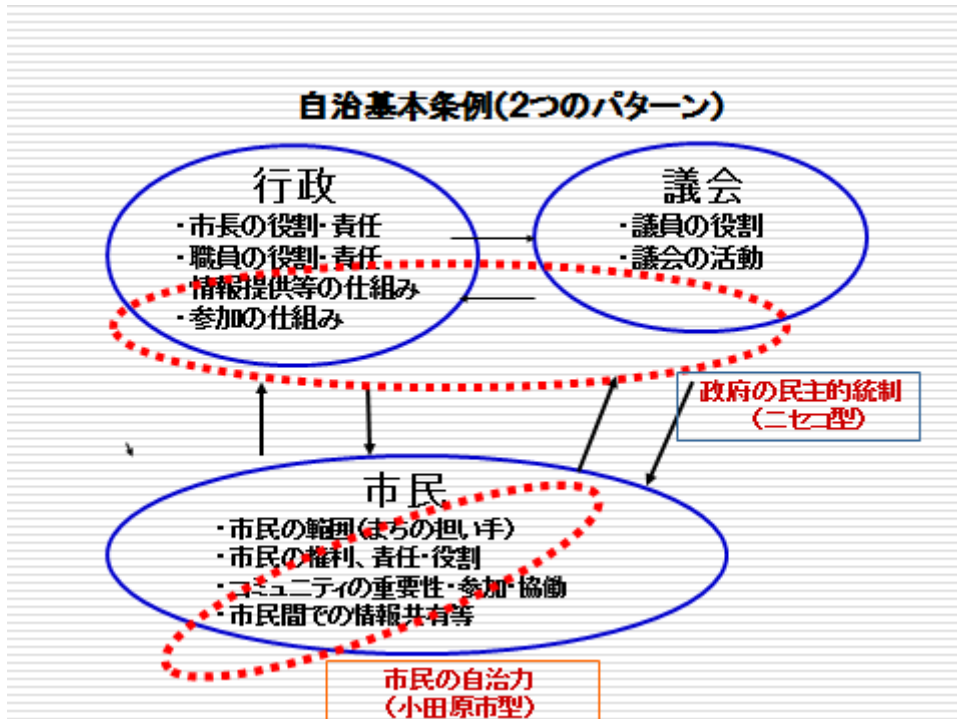
＝市民の暮らしが、今後、ますます困難さを増してくる＝自治の原点に戻り、ここから組み立て直す必要

2. 自治基本条例の系譜

もともとは、アメリカの地方自治を勉強して・・・。

日本の取り組み

- (1) 監視統制型
- (2) 励まし後押し型



これは

- A. 行政や議会を統制すれば、市民が抱える問題が解決し、幸せに暮らせるようになる
- B. それもあるが、むしろ、市民自身が存分に力を出すことも大事
どう考えるかの違い

私はBだと思う

しかし、自治の力が弱くなった。

- ・住民のまち（一緒に暮らす人たちへの関心も含めて）への無関心
- ・お役所依存（批判の対象としてのお役所）

- ・個人の力が失われた（社会発展のエネルギー・・・機能しない）
- ・役割分担（市民がやること、行政がやること）があいまいとなった

住民自治の脆弱さだけ残ってしまった。もう一度、住民自治の原点を取り戻さないと、私たちの次はないのではないかな。

3. 自治基本条例で論じることが違ってくる

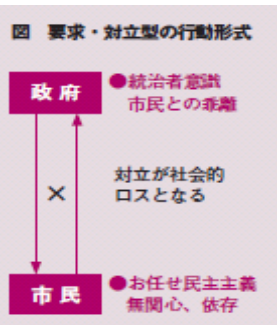
(1) Bならば、目標は

- ・市民のための行政、議会
- +
- ・市民自身が力を出せるように仕組みを考える

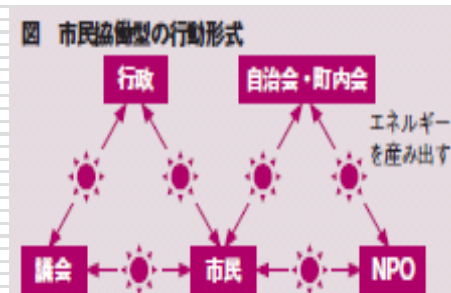
(2) 大いに議論してもらいたいこと

- ①住民自治とは
- ②情報共有、参加の仕組みは
- ③協働の仕組みは

みんなの力をエネルギーにする＝協働マネジメント 協働の意義



・地域活動
・地域経済 豊かに



市民や地域を豊かにするのが協働

④住民 v s 市民

地方自治法の住民概念 住所を有する自然人、法人
*日本人のほか、外国人、企業も入る

地方自治は住民だけでやっているのか

在学、在勤、在活動 住所はないが地域にいる人たち

⑤住民投票…課題も含めて

⑥そのほかにも

4. 自治基本条例のつくり方

役所がつくって市民に示す・・・これでは??

・多くの市民を当事者にする

5. まとめ 自治基本条例は「自治の文化」の壮大な組み立て直し

自治の原点を取り戻す実践活動

その分、きつい

やらないと未来がない